

別紙様式 2 (特養)

特別養護老人ホームの職員の配置状況について (令和 2 年 1 2 月末現在)

【従来型・ユニット型の別： ユニット 型】

施設種別	特別養護老人ホーム (空床短期を含む)		併設短期入所生活 介護 (有・無)		特養と併設短期の 合計数	
入所定員	90人		10人		100人	
(直近在籍者数)	(90)		(7)		(97)	
前年度入所者数	88人		9.9人		97.9人	
配置すべき職種	配置基準	配置数	配置基準	配置数	配置基準	配置数
管理者(施設長)	1	1	1	1	1	1
医師	1	1			1	1
生活相談員 (うち常勤)	1 ()	2 (2)	定員20以上1以上 ()		1 ()	2 (2)
看護職員+介護職員	30	47.1	4	4.5	34	51.6
うち看護職員 (うち正看)	3 1	5.1 (4.1)			3 1	5.1 (4.1)
(該当する加算に○)	看護体制加算	Ⅰ Ⅱ	看護体制加算	I II	/	
(うち常勤)	(1)	(4)	定員20以上1以上 ()		(1)	(4)
うち介護職員 (うち常勤)	27 (10)	42 (31)	4 定員20以上1以上 ()	4.5	31 (10)	46.5 (35)
管理栄養士		1				1
栄養士	1以上		1以上		1以上	
機能訓練指導員 職種(看護職員)	1以上	1	1以上	1	1以上	1
(該当する加算に○)	個別機能訓練加算 ()		機能訓練指導員配置加算 ()		/	
介護支援専門員 (うち常勤)	1 (1以上)	1 (1)	/		1 (1)	1 (1)

注 1 : 人員配置の算定に用いる「前年度の入所者数」は、前年度(4月1日~翌年3月31日)の全利用者等の延数(=算定数)を前年度の日数で除した数とし、小数点2位以下を切り上げます。(老企40(5)②)

(補足) 定員超過にかかる「利用者数」は、入所日を含み退所等した日は含みません。(老企40(2)④)

注 2 : 特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護については、特養に必要とされる数の従業者に加えて併設短期の従業者を確保する必要があります。この場合、特養と併設短期の利用者数を合算して、職員の配置数及び夜勤数を算出します。(平11厚令37第121条第4項)

注 3 : ただし併設短期の看護職員数については、特養のみの利用者数で算定します。また、併設短期の「定員」が20人以上の場合は、併設短期に「常勤」の看護職員を1名以上配置する必要があります。

注 4 : 併設短期の生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は常勤でなければなりません。ただし、併設短期の「定員」が20人未満の場合は、この限りではありません。

注 5 : 看護職員、介護職員の配置数については、常勤換算方法で記入してください。